

◎新潟県告示第754号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

平成28年6月24日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 村上都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号 新潟村上幹線道路
1・3・3号 荒川道路
3・4・25号 荒川乙線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 1・3・1号 新潟村上幹線道路
 - ア 追加する部分
村上市南新保字抜田の一部
 - イ 削除する部分
村上市南新保字抜田・字蟹田、新光寺字道端の各一部
- (2) 1・3・3号 荒川道路
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
村上市南新保字蟹田の一部
- (3) 3・4・25号 荒川乙線
 - ア 追加する部分
村上市南新保字蟹田の一部
 - イ 削除する部分
村上市南新保字蟹田の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 自 平成28年6月24日
至 平成28年7月8日
- (2) 場所
 - ア 村上市田端町6番25号（〒958-8585）
新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課
 - イ 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課
 - ウ 村上市三之町1番1号（〒958-8501）
村上市都市計画課
 - エ 村上市山口444番地（〒959-3192）
村上市荒川支所産業建設課
 - オ 胎内市新和町2番10号（〒959-2693）
胎内市地域整備課都市計画住宅係

4 その他

この都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに、新潟県に意見書を提出することができる。